

『伊子茂中学校 部活動に係る活動方針』

瀬戸内町立伊子茂中学校

1 基本方針

生徒の部活動と学業等のバランスのとれた生活を配慮し、健全な心身の育成に資する部活動の実施を目指すとともに、瀬戸内町の「部活動の在り方に関する方針」に準じて運営する。

2 部活動の目的

- (1) 活動に関する知識や技能の習得を図り、生涯学習・生涯体育の基礎を培う。
- (2) 友達や異学年の生徒・顧問等との関わりを通して、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付ける。
- (3) 自主的・自発的に活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付ける。

3 組織

(1) 顧問

- ① 各部1名以上の顧問を置き、必ず顧問の指導の下に活動する。

ただし、野球部においては、古仁屋中・伊子茂中連合チームの野球部員として所属する。活動については、古仁屋中学校長及び古仁屋中野球部顧問と別紙の誓約書を交わし、本校で本校顧問の指導の下で平日2日程度、古仁屋中顧問の指導の下で平日2日程度と週休日等の練習に参加する。

- ② 顧問は、安全面・健康面に十分配慮しながら、管理・相談役・試合引率を務める。
- ③ 外部指導者を置く場合は、年度ごとに校長の承認を受け、学校教育活動にふさわしい指導に留意させる。

(2) 部員

- ① 入部に当たっては、活動方針等について生徒総会や部活動保護者会等で周知し、本人はもとより保護者・学級担任が押印の上、入部申込書を部活動顧問に提出し、承認を得る。
- ② 新1年生に関しては、4月を仮入部期間として、部活動の意義・内容を十分理解させた上で、5月から本格的な活動を開始する。
- ③ 退部に当たっては、本人はもとより保護者・学級担任が押印の上、退部届出書を部活動顧問に提出し、承認を得る。

(3) 部活動保護者会

- ① 必要に応じて部活動保護者会を開催し、部活動の運営について顧問と協議を行う。
- ② 部活動保護者会員は、顧問の指導方針を尊重しながら、日常の活動や対外試合において全面的な協力を惜しまない。

4 活動の内容及び約束事

- (1) 年間を通じた活動を主とする。
- (2) 練習を休む場合は、必ず顧問に届ける。
- (3) 活動及び休日の登下校は、制服、体育服、または部活動で認められた服装を着用する。
- (4) 休日の昼食は弁当を持参する。
- (5) 活動中におけるケガ等について、応急処置以外は保護者の責任の下、病院を受診する。なお、保険については、学校にて全員加入の「日本スポーツ振興センター」が原則適用される。
- (6) 活動後は、毎回片付け・清掃を行い、学校の教育活動に支障のないようにする。
- (7) 学校生活において好ましくない状況等が見られた場合、部活動停止もあり得る。

5 練習時間

- (1) 平日の活動時間は、原則として放課後を主とする。開始時刻は帰りの会終了後とし、終了時刻は4月～10月が午後5時45分、11月～3月が午後5時15分とし、長くとも2時間程度とする。
- (2) 学校休業日（学期中の週末を含む）に練習または試合を行う場合は直接指導の3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 練習に当たっては、少なくとも平日週1日（原則として金曜日は、ノ一部活動デーとする。）及び土日のうち1日、合わせて原則週2日の休養日を設ける。
- (4) 中間テスト3日前、期末テスト7日前から練習を休止とする。

6 年間活動計画（参加する主な大会）

	バドミントン部	野 球 部
春の大会	5月 県中学校バドミントン大会	3月 地区(県)春季大会 5月 連盟主催地区(県)大会
夏の大会	7月 県中学校総合体育大会	6～7月 地区(県)中体連大会
秋の大会	11月 県中学校新人大会	10月 地区新人(県)大会

※その他の連盟主催や冠大会等に参加する場合は、保護者会の同意を得ることとする。

7 その他

- (1) この活動方針にない内容等に関しては、別途関係者で協議し、学校長が決定する。
- (2) この活動方針は、平成30年4月26日から施行され、令和2年4月6日に一部改正して施行された「伊子茂中学校部活動規定」の内容等を引き継ぎ、「伊子茂中学校部活動に係る活動方針」として、令和4年1月11日より効力を発する。